

吹田市下水処理場設備台帳システム構築・保守業務審査要領

1 審査概要

1.1 審査方式

審査は、吹田市下水処理場設備台帳システム構築・保守業務委託事業者プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）により実施される。

1次審査として書類審査（機能要件対応表、実績・経験、提案書）を実施し、得点の上位3者を2次審査の対象者として選定する。2次審査としてプレゼンテーション、システムデモンストレーション、価格審査を行い、1次審査と2次審査の合計点から最優秀提案者と次点提案者を決定する。

受注者決定フローは、下図に示すとおりである。

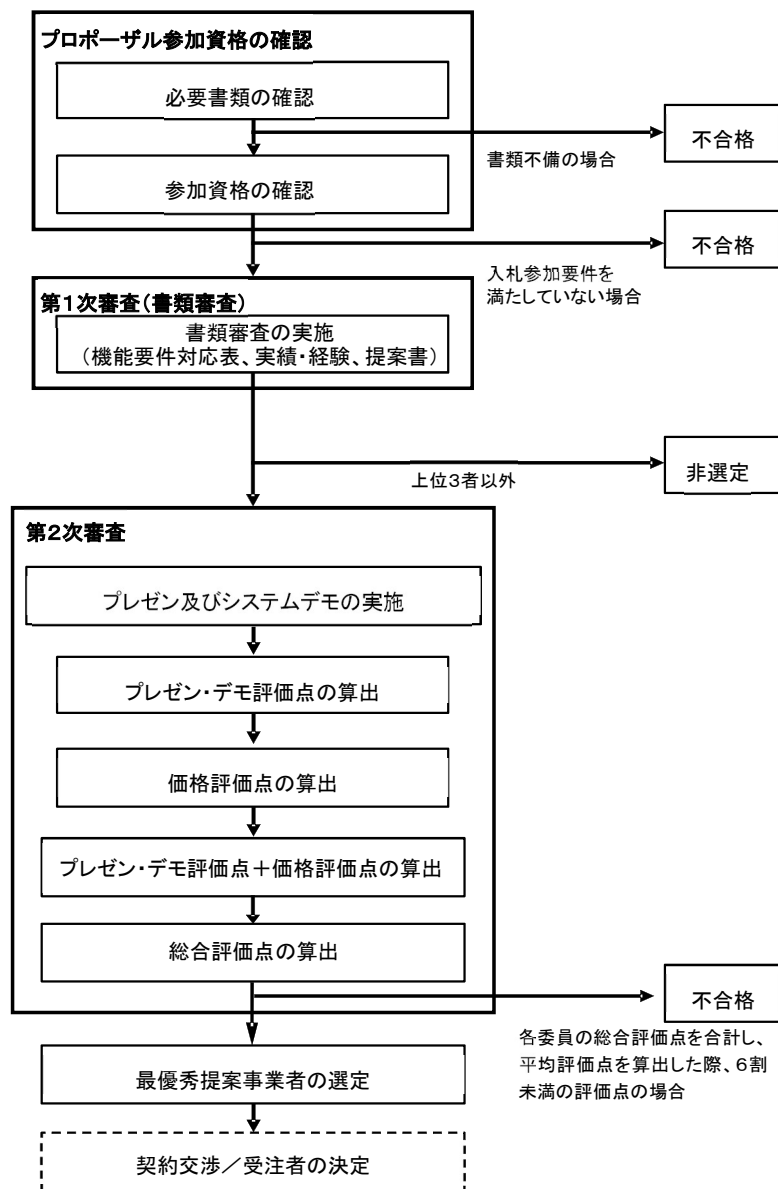


図-1 受注者決定フロー

1.2 委員会の設置

本市は、書類審査（提案書）、プレゼンテーション、システムデモンストレーションの審査を実施するため、委員会を設置し、審査要領に基づき審査を行う。

1.3 事務局の設置

委員会は委員会に関わる庶務及び必要書類の確認等を行うための「事務局」を設置する。

2 審査内容

2.1 プロポーザル参加資格の確認

2.1.1 必要書類の確認

事務局は、参加者から提出された参加表明時の提出書類について、募集要項において求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は委員会の承諾を受けた上で不合格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

2.1.2 参加資格の確認

事務局は、参加者から提出された参加表明時の提出書類に基づき、参加者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は、委員会の承諾を受けた上で不合格とする。

2.2 第1次審査(書類による審査)

2.2.1 書類審査

書類による審査は、参加者が提出した第1次審査に係る提出書類をもとに、「吹田市下水処理場設備台帳システム構築・保守業務 公募型プロポーザル審査評価基準」により評価する。評価に当たり、「機能要件対応表」及び「実績・経験」については事務局で、「提案書」については委員会で評価を行う。

評価点において原則上位3者までを第2次審査の対象者として選定する。

なお、書面審査による点数が同点となった場合は、「提案書」の配点が高い者を上位とする。

2.3 第2次審査

2.3.1 プレゼンテーション、システムデモンストレーション、価格審査

審査は、提案者のプレゼンテーション、システムデモンストレーション・見積書をもとに「吹田市下水処理場設備台帳システム構築・保守業務 公募型プロポーザル審査評価基準」により評価する。評価に当たり、「プレゼンテーション」、「システムデモンストレーション」の非価格要素の内容については委員会で、「見積り金額」(価格要素)については事務局で評価を行う。

なお、2次審査の時間は各者1時間とし、プレゼンテーション15分、デモンストレーション30分、質疑応答15分とする。

2.3.2 出席者及び説明者

出席者数の上限は5名までとする。プレゼンテーション、システムデモンストレーション及び質問に対する回答は、配置予定管理技術者が主体となって説明すること。必要がある場合に限って、配置予定の担当技術者等が説明することを認める。なお、参加者については、元請けとなる社員に限る。また、出席及び発言の際には会社名を特定できるような行動や行為、発言をしてはならない。なお、説明の際には氏名と別途書類提出している「体制図」での役割を述べた上で発言すること。

2.3.3 総合評価点の算出(総合的評価)

プレゼンテーション、システムデモンストレーション評価点及び価格評価点に第1次審査での評価点を合算し、総合評価点を算出する。

各委員の総合評価点の平均点について、満点の6割未満の評価点の場合、不合格とする。

2.3.4 最優秀提案事業者及び次点者の選定

選定委員会の各委員が総合評価点（1次審査と2次審査の評価点の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案者とする。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、委員会委員による合議又は多数決により決定する。

3 第1次審査(書類による審査)・第2次審査における評価点の算出方法

3.1 審査基準及び配点

「吹田市下水処理場設備台帳システム構築・保守業務 公募型プロポーザル審査評価基準」のとおりとする。

表-1 吹田市下水処理場設備台帳システム構築・保守業務 公募型プロポーザル審査評価基準

番号	評価項目			評価の着目点	配点	評価配点					得点	
						優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る		
1	機能要件対応表			システム機能の可否について評価	200	別紙「機能要件対応表」 有→2点 代替方法で提案→1点 無→0点					200	
2-1	実績 ・ 経 験	実績	同規模導入実績	設備機器数1500点以上を所有する自治体への導入実績があるか。	20	複数件有→20点 1件有→10点 無→0点					100	
2-2		管理技術者	実績、経験	配置される管理技術者の同種業務実績、経験年数	20	5年以上かつ複数件有→20点 5年未満かつ複数件有→10点 経験あり→0点						
2-3		照査技術者	実績、経験	配置される照査技術者の同種業務実績、経験年数	20	5年以上かつ複数件有→20点 5年未満かつ複数件有→10点 経験あり→0点						
2-4		担当技術者	実績、経験	配置される担当技術者の同種業務実績、経験年数	20	5年以上かつ複数件有→20点 5年未満かつ複数件有→10点 経験あり→0点						
2-5		資格	資格有無	技術士、情報処理技術者のいずれかを有する。	20	管理、照査技術者どちらも有→20 どちらか有→10点 どちらも無→0点						
3-1	提案書	実施体制等	業務実施方針	本業務の検討背景、システムの継続性等の考え方をよく理解し、仕様書の内容を適切に反映した提案となっているか。	40	40	30	20	10	0	300	
3-2			実施体制	本業務を達成するために、具体的な人員配置を提案しているか。	10	10	7	5	3	0		
3-3			工程	本業務を達成するために、具体的に適切な工程を提案しているか。	10	10	7	5	3	0		
3-4		図書電子化		図書の電子化の実施にあたり、日常業務（処理場の維持管理業務や設計・工事）に支障がないような対策が具体的に提案されているか。	10	10	7	5	3	0		
3-5		全般	導入効果	システム導入に伴い、業務効率化に関する効果が提案されているか。	20	20	15	10	5	0		
3-6			持続性	発注者からのニーズに応じ、継続的にシステムをバージョンアップしていく姿勢や体制、取組が提案されているか。	20	20	15	10	5	0		
3-7			デザイン	利用者にとって見やすく、ページやメニュー構成が使いやすいものとなっているか	20	20	15	10	5	0		
3-8		台帳機能	操作性	台帳情報に関するデータ入力・編集・検索機能・関連情報へのリンク機能等、基本となる操作方法が分かりやすく、使いやすいものとなっているか。	10	10	7	5	3	0		
3-9			柔軟性	管理項目等の変更が容易かつ、幅広く設定することが可能で柔軟性があるか。	10	10	7	5	3	0		
3-10			拡張性	将来的に他システム等（監視システムや固定資産台帳等）との連携したデータ活用を行っていくなど、拡張性があるか。	10	10	7	5	3	0		
3-11		図書管理機能	操作性	完成図書等の登録・検索機能・関連情報へのリンク機能等、基本となる操作方法が分かりやすく、使いやすいものとなっているか。	10	10	7	5	3	0		
3-12			柔軟性	管理項目等の変更が容易かつ、幅広く設定することが可能で柔軟性があるか。	10	10	7	5	3	0		
3-13		点検機能	操作性	点検票の作成、点検結果のデータ入力、点検結果の検索等、基本となる操作方法が分かりやすく、使いやすいものとなっているか。	20	20	15	10	5	0		
3-14			柔軟性	点検項目等の変更が容易かつ、幅広く設定することが可能で柔軟性があるか。	20	20	15	10	5	0		
3-15		導入支援		円滑にシステムが利用できるような操作研修の方法や内容が提案されているか。	10	10	7	5	3	0		
3-16		セキュリティ		データサーバのリスク対策や情報セキュリティに関する考え方が記載されているか。	10	10	7	5	3	0		
3-17		運用・保守		システムの管理・運営にあたって、適切かつ十分な内容・体制となっているか。	10	10	7	5	3	0		
3-18		独自性		仕様書以外の内容で、提案者独自の提案内容があるか。	40	40	30	20	10	0		
3-19		資料	全体構成	提案書がバランスの取れた全体構成となっているか。	10	10	7	5	3	0		
1次審査での評価点					600							
4-1	プレゼン	資料		資料がバランスの取れた全体構成となっているか。	30	30	22	15	8	0	150	
4-2		取組姿勢		意欲的に取組む姿勢が見られるか。	30	30	22	15	8	0		
4-3		説明		内容がわかりやすく説明されているか。説得力があるか。	30	30	22	15	8	0		
4-4		質疑応答	応答姿勢		分かりやすい回答となるような工夫・コミュニケーションをとる姿勢が見られるか。	30	30	22	15	8		0
4-5			応答内容		質問に対する回答が適確か。	30	30	22	15	8		0
5-1	システムデモ	デザイン		システムの操作画面が見やすく、視覚的に操作しやすいデザインとなっているか。	20	20	15	10	5	0	200	
5-2		操作性	全般		スムーズな動作環境となっているか。	40	40	30	20	10		0
5-3			台帳機能の編集・検索		基本情報の台帳登録、編集、管理項目の追加、検索、関連データへのリンクに関する操作が容易か。	40	40	30	20	10		0
5-4			図書管理機能の編集・検索		図書の登録、編集、検索、関連データへのリンクに関する操作が容易か。	40	40	30	20	10		0
5-5			点検機能の編集 (タブレット)		点検の準備、結果の入力、点検項目の追加・変更に関する操作が容易か。	60	60	45	30	15		0
6	見積価格（価格評価点）			提案限度額の割合に応じて採点	50	配点×提案者最低見積金額/当該提案者見積金額（端数切捨て）					50	
2次審査での評価点					400							
合計					1000							

3.2 価格評価点の算出方法

評価項目のうち見積金額は消費税及び地方消費税を含まない価格で以下により得点化する。

- ① 見積金額に記載された価格が、契約上限額(※)を超える参加者は失格とする。
- ② 見積金額に記載された価格が、契約上限額以下のうち、最低の参加者に配点の満点である50点を価格評価点として付与する。
- ③ 上記①②以外の参加者の得点は、下記の式により②の最低価格との比率をもって算出する（小数点以下の端数は切捨てとする）。

価格評価点 = 配点（50点）×（提案者最低見積金額 ÷ 当該提案者の見積金額）

【算出例】

A企業見積額：金 72,000,000 円（税抜価格）（最低価格）

B企業見積額：金 80,000,000 円（税抜価格）

C企業見積額：金 88,000,000 円（税抜価格）

A企業配点：50点（最低価格のため50点を配点）

B企業配点：44点（ $50 \text{点} \times (72,000,000 \text{円} / 80,000,000 \text{円}) = 44.444 \dots \approx 44 \text{点}$ ）

C企業配点：40点（ $50 \text{点} \times (72,000,000 \text{円} / 88,000,000 \text{円}) = 40.909 \dots \approx 40 \text{点}$ ）

4 総合評価点の算出方法

4.1 配点方針

第2次審査で求める提案内容の評価について、非価格要素に関するプレゼンテーション、システムデモンストレーションの評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ350点及び50点を満点とし、この評価点に第1次審査での評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

**総合評価点 (1000点満点) = プレゼン・デモ評価点 (350点満点) + 価格評価点 (50点満点)
+ 第1次審査での評価点 (600点満点)**